

「取引残高報告書」の作成基準変更のお知らせ

いつも格別のお引き立てをいただき厚く御礼申し上げます。

このたび当金庫では、投資信託口座の開設をしていただいているお客様へ定期的に郵送を行っています、投資信託の「取引残高報告書」につきまして、平成27年3月末作成分より、作成基準を下表の通り一部変更させていただきますので、ご案内申し上げます。

投資信託のお預り残高・ お取引(注1)の有無等		「取引残高報告書」の作成基準	
		変更前	変更後
お預り 残高あり	直前3ヵ月間に お取引あり	所定月(3,6,9,12月) の月末に作成します。	変更なし
	1年以上 お取引なし	前回作成時から1年後の 同月の月末に作成します。	変更なし
お預り 残高なし	直前3ヵ月間に お取引あり	お取引発生直後の所定月 (3,6,9,12月)の月末 に作成します。	変更なし
	1年以上 お取引なし	前回作成時から1年後の 同月の月末に作成します。	前回作成時から1年後の同月の月末 に一度だけ作成しますが、以降、次 回お取引発生時または口座抹消時ま での間は作成しません。(注2)
	口座抹消	口座抹消を行った日に作成 します。	変更なし

(注1)

・お取引とは、投資信託の買付、換金ならびに分配金および償還金の入金等をいいます。

(注2)

・従来は、お客様の投資信託口座にお預り残高がなく1年以上お取引がない場合につきましても、1年に一度「取引残高報告書」を作成・郵送をしていました。平成27年3月末作成分以降につきましては上表の通りとなります。なお、平成27年3月末作成分以前に、お預り残高がなく1年以上お取引がない場合に既に「取引残高報告書」を作成・郵送している場合は、平成27年3月末作成分より作成・郵送いたしません。

・ただしお客様より作成のご要望があった場合には、ご要望日以降を基準日として、臨時作成いたします。その際はお取引店舗までご連絡下さい。

・「取引残高報告書」が作成されなくなって以降、お取引を再開された場合は、お取引発生直後の所定月(3,6,9,12月)の月末に作成・郵送いたします。

詳しくはお取引店舗にお問い合わせください。